

新座市公共下水道事業経営戦略

令和5年度～令和14年度



令和5年2月

新座市

目 次

第1章 経営戦略策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景・目的	1
2. 本経営戦略の位置付け	1
3. 計画の期間	2
4. 新座市公共下水道事業の概要	2
5. 下水道使用料の概要	3
6. 組織	3
7. 民間活力の活用等	3
第2章 現状分析	4
1. 公共下水道事業の整備状況	4
2. 経営比較分析表による分析（令和3年度決算）	4
（1）類似団体区分について	4
（2）経営の健全性・効率性	6
（3）老朽化の状況	13
（4）近隣自治体（荒川右岸流域区域）との比較	16
3. 財務諸表分析	17
（1）損益計算書の分析	17
（2）貸借対照表の分析	19
（3）資本的収入・支出、繰入金等の分析	20
4. 新座市の人口推移と将来予測	21
（1）新座市の人口推移予測	21
（2）新座市の水洗化人口予測	21
（3）新座市の有収水量・使用料収入予測	22
第3章 経営方針と目標設定	23
1. 経営方針	23
（1）基本理念	23
（2）基本目標	23
（3）取り組み	23
2. 目標設定	24
（1）投資目標	24
（2）財政目標	24
第4章 投資・財政計画（収支計画）	25
1. 投資試算	25
（1）新座市污水管路ストックマネジメント計画の策定	25
（2）事業費の見通し	25

2. 財源試算.....	26
(1) シミュレーションの方法.....	26
(2) 企業債の見通し.....	26
(3) 一般会計繰入金の見通し.....	27
(4) 資金残高（年度末繰越補填財源）の見通し.....	27
3. 収支試算.....	28
(1) シミュレーションの方法.....	28
(2) 収益的収支の見通し.....	28
(3) 経費回収率の見通し.....	29
(4) 資本的収支の見通し.....	29
4. 投資・財政計画.....	30
(1) 収益的収支.....	30
(2) 資本的収支.....	31
第5章 計画改定後の検証・更新等に関する事項	32
1. 経営戦略改定後の検証.....	32
2. 経営戦略改定の更新.....	32
3. 経費回収率向上に向けたロードマップ.....	32
(参考資料1) 新座市公共下水道事業汚水整備10か年計画	
新座市公共下水道事業雨水整備10か年計画.....	33
(参考資料2) 経営比較分析表（令和3年度）	34
(参考資料3) 用語集.....	36

第1章 経営戦略策定の趣旨

1. 計画策定の背景・目的

公営企業は独立採算制を原則とし、効率的な経営のもと適正な料金体系で健全な経営に努める必要があります。また、下水道は生活に欠くことのできない重要なライフラインとして近年その役割はより一層大きくなっています。

新座市公共下水道事業においては、供用開始以来40年以上が経過し、今後、施設の老朽化や人口減少に伴う使用料収入の減少等、厳しい経営環境となることが見込まれます。

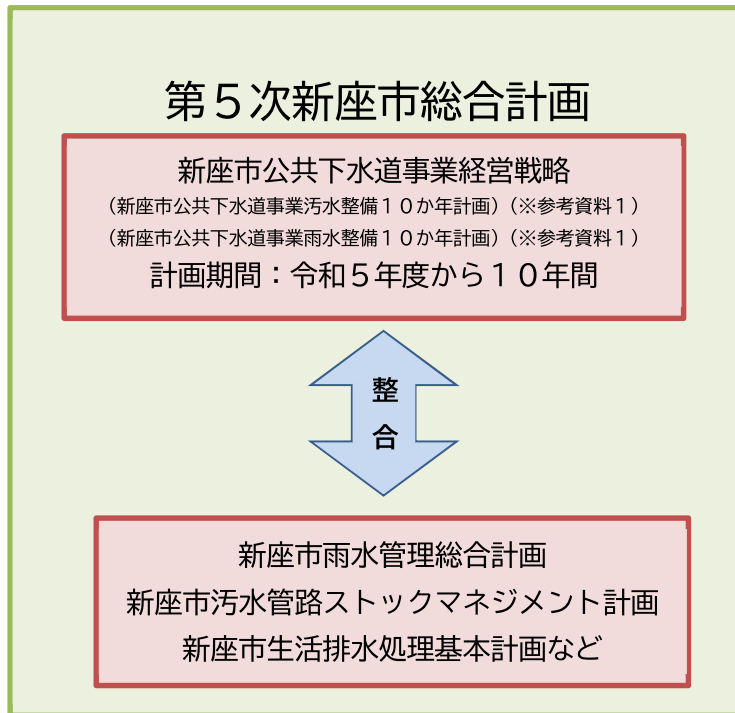
そのような環境下、令和2年4月1日から公共下水道事業に地方公営企業法を適用(一部適用)し、公営企業会計を導入することとなりました。本書は、法適用に伴い、平成31年2月に作成した経営戦略を見直し、公営企業会計の目線を取り入れることによって改めて総合的に経営状況分析を行うことを目的とします。

2. 本経営戦略の位置付け

本経営戦略は、「第5次新座市総合計画」に掲げた下水道に関する施策を推進するとともに、「新座市汚水管路ストックマネジメント計画」等の各種計画との整合を図っております。

また、「新座市公共下水道事業汚水整備10か年計画」及び「新座市公共下水道事業雨水整備10か年計画」を本投資計画の基礎としております。

表1-1 新座市における公共下水道事業経営戦略の位置付け



3. 計画の期間

本経営戦略は、中長期的な経営の基本計画であることから、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間を計画期間とし、一層の経営基盤の強化を図ります。

ただし、主要事項に変更が生じた場合には、適宜改定していくものとします。

4. 新座市公共下水道事業の概要

本市の公共下水道事業（広義）は公共下水道事業（狭義）と特定環境保全公共下水道事業により構成されております。

生活環境の向上と河川等の公共用水域の水質保全を図るため、荒川右岸流域関連公共下水道として、昭和49年度に公共下水道事業認可を受け事業に着手し、公共下水道事業（狭義）は昭和57年8月に、特定環境保全公共下水道事業は平成3年3月に供用を開始しました。

表1-2 施設の状況

供用開始年度	公共：昭和57年度 特環：平成2年度	法適（全部適用・一部適用）非適の区分	法適（一部適用）
処理区域内人口密度（令和3年度末）	公共：10,863.41人/km ² 特環：7,138.24人/km ²	流域下水道等への接続の有無	荒川右岸流域下水道に接続
処理分区	公共：柳瀬第5処理分区、柳瀬第6処理分区、黒目第1処理分区 特環：黒目第1処理分区（うち34ヘクタール）		
処理場	なし		

表1-3 荒川右岸流域の汚水処理人口普及率状況（令和3年度末）

自治体名	行政人口（人）	処理人口（人）	普及率（%）
川越市（※1）	352,223	306,571	87.0
鶴ヶ島市（※1）	7,322	7,322	100.0
所沢市	343,752	326,740	95.1
狭山市	149,398	144,677	96.8
入間市	146,074	129,476	88.6
朝霞市	143,926	140,780	97.8
志木市	76,374	76,046	99.6
和光市	83,199	80,901	97.2
新座市	165,741	161,250	97.3
富士見市	112,817	111,211	98.6
ふじみ野市	114,045	107,301	94.1
三芳町	37,848	35,673	94.3
川島町	19,281	9,837	51.0
吉見町	18,314	5,223	28.5
荒川右岸流域 合計	1,770,314	1,643,008	92.8
埼玉県全体	7,379,809	6,118,968	82.9
全国	—	—	80.6

（出典）埼玉県ホームページ

※1…行政人口及び処理人口には、単独公共分を含まない。

※ 汚水処理人口普及率とは、市の人口（行政人口）に対して、公共下水道に汚水を流せるようになった区域内の人口（処理区域内人口）の割合をいい、下水道施設の整備進捗状況を表す指標です。

※ 令和3年度は、東日本大震災の影響で福島県において、調査不可能な市町村があったため、一部は調査対象外となっています。

5. 下水道使用料の概要

下水道使用料は、原則的には水道の使用水量に基づいて算定します。

表1-4 下水道使用料

1 か月あたり	汚 水 排 除 量	使用料 (税込)
一 般 汚 水	10m ³ まで	814 円
	11m ³ ~ 20m ³ まで	82.5 円
	21m ³ ~ 30m ³ まで	94.6 円
	31m ³ ~ 50m ³ まで	106.7 円
	51m ³ ~ 100m ³ まで	119.9 円
	101m ³ ~ 500m ³ まで	132.0 円
	501m ³ ~1,000m ³ まで	144.1 円
	1,001m ³ 以上	156.2 円
公衆浴場汚水		67.1 円

6. 組織

令和4年度の組織については以下のとおりです。

表1-5 組織

職 員 数	14名
事業運営組織	インフラ整備部下水道課 下水道業務係 排水設備係 下水道工務係

7. 民間活力の活用等

本市では、マンホールポンプ保守点検、水質検査、管渠清掃、水門施設保守点検、下水道台帳更新作成等を民間委託しており、常時配置人員の削減、機材の調達コスト縮減、民間事業者の管理技術の導入等を実現しています。

下水道使用料は、原則、水道の使用水量に基づいて算定していることから、昭和59年度から下水道使用料の徴収事務等について、水道事業に委託し、事務の効率化を図っています。また、平成30年度から水道事業において、徴収事務等を民間業者に委託し、更なる効率化に努めております。

また、支出削減の取り組みとして、下水道使用料の対象とならない地下水や雨天時の浸入水（不明水）を防ぐことを目的として、不明水対策を引き続き実施しつつ、有収率の向上に向けて、不明水分における汚水処理に要する県への流域下水道維持管理負担金の削減に努めていくこととします。

第2章 現状分析

1. 公共下水道事業の整備状況

新座市の下水道事業は、荒川右岸流域関連公共下水道として昭和50年2月に公共下水道事業認可を受け事業に着手して以来、今日まで生活環境の向上、河川等の公共用水域の水質保全などに役立てるべくその整備に努め、汚水整備については、事業計画面積1,596.3ヘクタールのうち、土地区画整理区域を残しほぼ完了しています。

普及率は、令和3年度末で97.3パーセントに至っています。流域関連公共下水道とは、市単独の処理場を持たないで、いくつかの市町の汚水を1か所に集めて処理する方法をとるものです。荒川右岸流域下水道関連市町は、新座市のほか川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町の10市3町からなり、汚水は和光市の終末処理場（新河岸川水循環センター）で処理されます。

処理場と各市町を結ぶ幹線を流域下水道といい、県で建設します（建設費は各市町も負担します）。流域下水道と各家庭等を結ぶ管が流域関連公共下水道であり、これは各市町で整備します。

雨水整備については、事業計画面積1,434.9ヘクタールのうち、整備面積841.7ヘクタールとなっており、整備率は、令和3年度末で58.7パーセントに至っています。

2. 経営比較分析表による分析（令和3年度決算）

「経営比較分析表」は各公営企業において、経営指標を活用して経営の現状や課題等を的確に把握し、他公営企業との比較可能な全国統一様式として取りまとめられたものです。

公営企業において、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当該団体の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

(1) 類似団体区分について

令和3年度「経営比較分析表」（総務省）（※参考資料2）を基に現状分析を行います。当資料では事業別に「処理区域内人口」「処理区域内人口密度区分」「供用開始後年数」により類似団体区分（類型区分）が設定されており、区分ごとの類似団体比較が可能となります。類型区分ごとの平均値と本市の指標を比較・検討することにより、問題点や特殊性を明らかにして健全経営を行っていく上での参考とします。

表2-1 公共下水道の類似団体区分

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分
政令市等			政令市等
<u>10万以上</u>	<u>100人/ha以上</u>		<u>Aa</u>
	75人/ha以上		Ab
	50人/ha以上	30年以上	Ac1
		30年未満	Ac2
	50人/ha未満		Ad
3万以上	100人/ha以上		Ba
	75人/ha以上	30年以上	Bb1
		30年未満	Bb2
	50人/ha以上	30年以上	Bc1
		30年未満	Bc2
	50人/ha未満	30年以上	Bd1
		30年未満	Bd2
	3万未満	75人/ha以上	
50人/ha以上		30年以上	Cb1
		15年以上	Cb2
		15年未満	Cb3
25人/ha以上		30年以上	Cc1
		15年以上	Cc2
		15年未満	Cc3
25人/ha未満		30年以上	Cd1
		15年以上	Cd2
		15年未満	Cd3

新座市公共下水道事業の類型区分は「Aa」となり、この区分で類似団体比較を行います。

表2-2 特定環境保全公共下水道の類似団体区分

供用開始後年数別区分	類型区分
<u>30年以上</u>	<u>D1</u>
15年以上	D2
15年未満	D3

新座市特定環境保全公共下水道事業の類型区分は「D1」となり、この区分で類似団体比較を行います。

(2) 経営の健全性・効率性

① 経常収支比率 (%)

【算式】

経常収支比率 (%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
------------	--

【指標の意味】

当該年度において、使用料収入や一般会計繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。

分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が 100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられます。

また、経常収益（総収益）について、使用料以外の収入に依存している場合は、経費回収率と併せて分析し、経営改善を図っていく必要があります。一方、当該指標が 100%未満の場合であっても、経年で比較した場合に、右肩上がりであり 100%に近づいていけば、経営改善に向けた取組が成果を上げている可能性があるといえ、今後も改善傾向を続けていく観点から分析する必要があると考えられます。

【結果】

公 共：115.18%（類似団体平均 107.96%）

特 環：97.64%（類似団体平均 104.11%）

合 算：115.00%（損益計算書から算出）

【指標分析】

公共下水道事業の当該指標が 100%以上となっており、黒字決算となっています。それに対して特定環境保全公共下水道事業の当該指標 100%未満となっているものの、事業全体でみると黒字決算となっております。



★令和2年度から地方公営企業法を適用したため、令和2年度以前はデータなし

② 累積欠損金比率 (%)

【算式】

累積欠損金比率 (%)	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
-------------	---

【指標の意味】

営業収益に対する累積欠損金（営業活動によって生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を示します。

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められます。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があるといえます。経年の状況も踏まえながら 0%となるよう経営改善を図っていく必要があります。

分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が 0%の場合であっても、使用料収入が減少傾向にある場合や維持管理費が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられます。

また、下水道事業の性質上、供用開始後間もない場合は接続率が低く使用料収入が少額となり数値が高くなることが想定されますが、このような場合も、使用料収入の増加が見込めるかといった将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられます。

【結果】

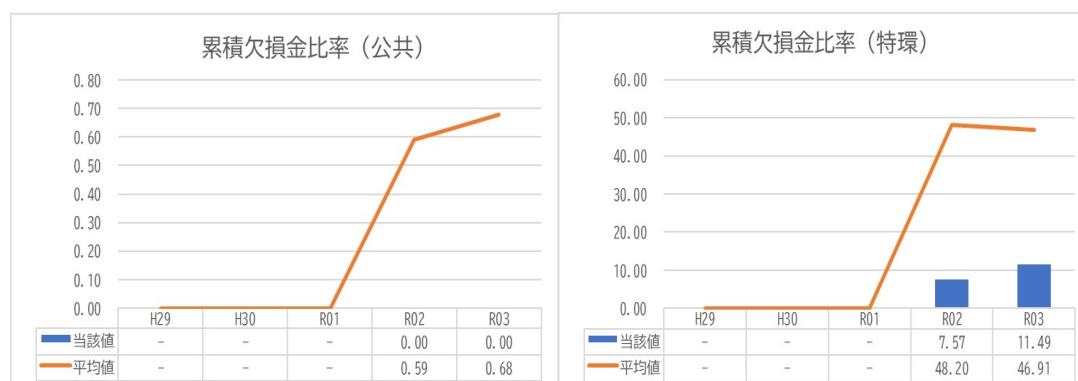
公 共： 0.00%（類似団体平均 0.68%）

特 環： 11.49%（類似団体平均 46.91%）

合 算： 0.00%（損益計算書、貸借対照表から算出）

【指標分析】

特定環境保全公共下水道事業には未処理欠損金がありますが、事業全体として未処理欠損金は発生していません。



★令和2年度から地方公営企業法を適用したため、令和2年度以前はデータなし

③ 流動比率 (%)

【算式】

流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
----------	--

【指標の意味】

1年以内に支払うべき債務（流動負債）に対して支払うことができる現金等（流動資産）の状況を表す指標です。

当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。

分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が100%を上回っている場合であっても、現金といった流動資産が減少傾向にある場合や一時借入金といった流動負債が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられます。また、当該指標が100%未満であっても、流動負債には建設改良費等に充てられた企業債・他会計借入金等が含まれており、これらの財源により整備された施設について、将来、償還・返済の原資を使用料収入等により得ることが予定されている場合には、一概に支払能力がないとはいえない点も踏まえた分析が必要であると考えられます。

【結果】

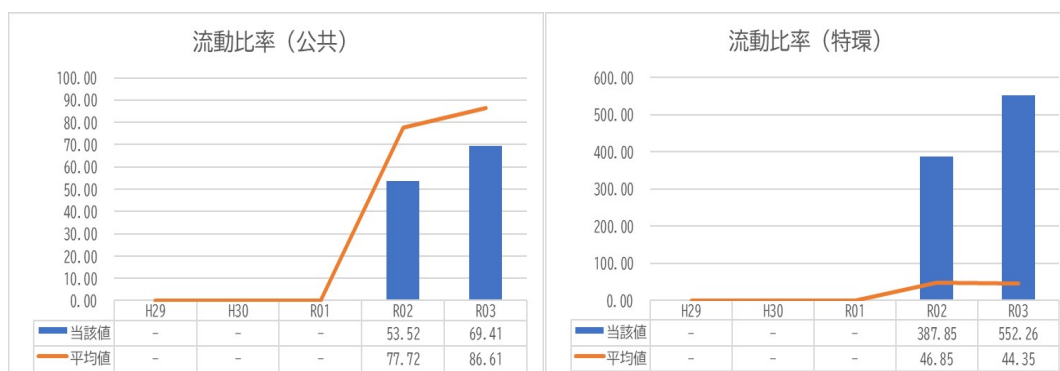
公 共： 69.41%（類似団体平均 86.61%）

特 環： 552.26%（類似団体平均 44.35%）

合 算： 74.06%（貸借対照表から算出）

【指標分析】

当該指標が合算値で74.06%であり100%を下回っています。これは1年以内に現金化できる資産で1年以内に支払わなければならない負債を賄えていないことを意味し、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。



★令和2年度から地方公営企業法を適用したため、令和2年度以前はデータなし

④ 企業債残高対事業規模比率（％）

【算式】

企業債残高対事業規模比率（％）	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担分}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$
-----------------	--

【指標の意味】

営業収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示す指標です。

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられます。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。

分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、投資規模は適切か、使用料水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があると考えられます。

【結果】

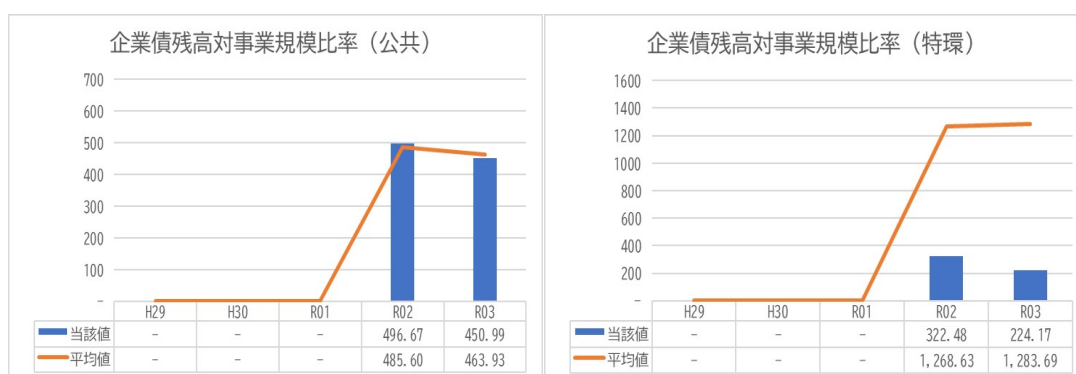
公 共：450.99％（類似団体平均 463.93％）

特 環：224.17％（類似団体平均 1,283.69％）

合 算：441.70％（損益計算書、貸借対照表から算出）

【指標分析】

合算値で見ると類似団体と同じような水準となっております。この指標は数値基準が存在しないと考えられますので、経年比較や他団体比較等により現状を把握し、分析を行います。



★令和2年度から地方公営企業法を適用したため、令和2年度以前はデータなし

⑤ 経費回収率 (%)

【算式】

経費回収率 (%)	下水道使用料	×100
	汚水処理費 (公費負担分を除く)	

【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。

当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要です。

数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となります。

【結果】

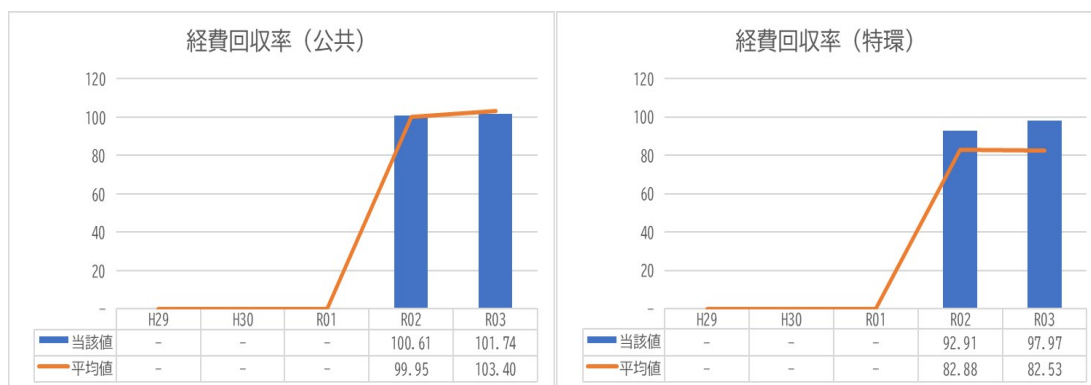
公 共：101.74% (類似団体平均 103.40%)

特 環：97.97% (類似団体平均 82.53%)

合 算：101.68% (決算統計から算出)

【指標分析】

当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示すためには 100%以上である必要がありますが、特定環境保全公共下水道事業で賄えていない部分があるものの、事業全体としては使用料で回収すべき経費をすべて使用料で賄えている事になります。



★令和2年度から地方公営企業法を適用したため、令和2年度以前はデータなし

⑥ 汚水処理原価（円）

【算式】

汚水処理原価（円）	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}} \times 100$
-----------	---

【指標の意味】

有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

当該指標については、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。

また、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、有収水量や汚水処理費の経年の変化等を踏まえた上で、現状を分析し、今後の状況について将来推計する必要があります。

また、分析及び統計を元に必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要です。

【結果】

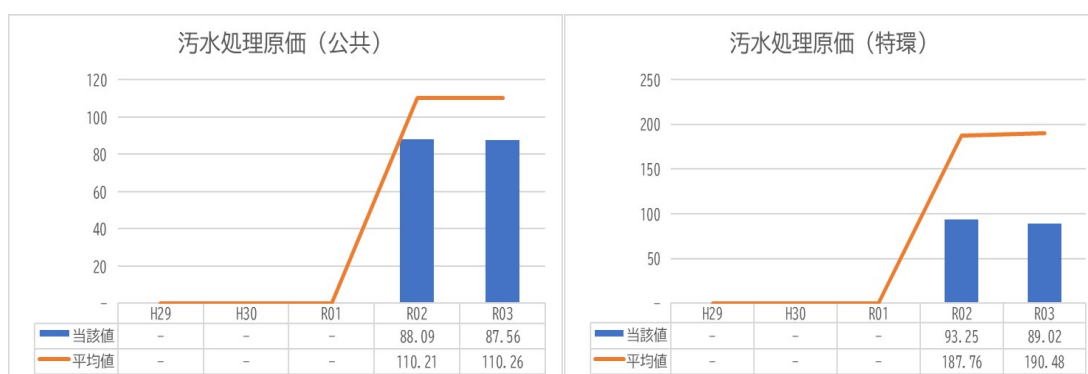
公 共：87.56 円（類似団体平均 110.26 円）

特 環：89.02 円（類似団体平均 190.48 円）

合 算：87.59 円（決算統計から算出）

【指標分析】

本市の汚水処理原価は各事業とも類似団体平均値を下回っており、有収水量 1 m³あたりにかかるコストは低いといえます。



★令和2年度から地方公営企業法を適用したため、令和2年度以前はデータなし

⑦ 水洗化率 (%)

【算式】

水洗化率 (%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$
----------	--

【指標の意味】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100% となっていることが望ましく、一般的に数値が 100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を円るため、水洗化率向上の取組が必要です。

分析に当たっての留意点としては、当該指標の向上を図るため、新たに管渠を整備することが、地理的要因等により整備に係る費用が増大するため、費用対効果を検証し、将来の見込みも踏まえた分析が必要です。

【結果】

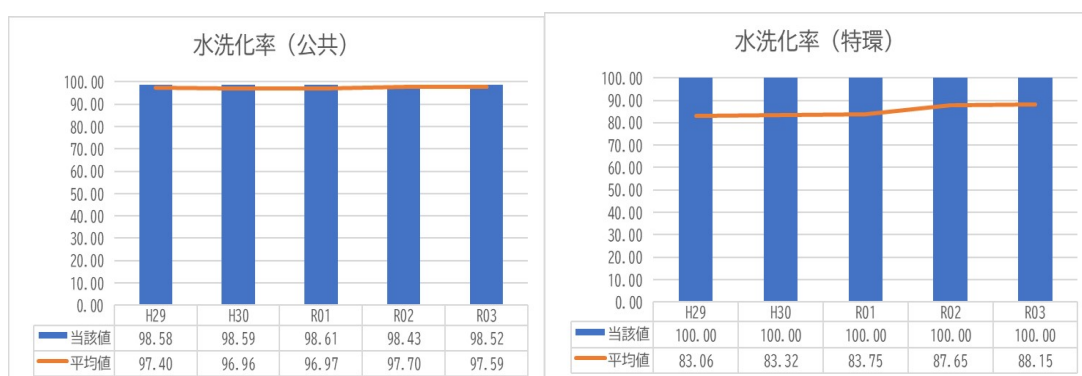
公 共： 98.52% (類似団体平均 97.59%)

特 環： 100.00% (類似団体平均 88.15%)

合 算： 98.54% (決算統計から算出)

【指標分析】

本市の水洗化率は各事業とも類似団体と比較して高水準であり、水洗化が進んでいることを意味します。



(3) 老朽化の状況

① 有形固定資産減価償却率（％）

【算式】

有形固定資産減価償却率（％）	有形固定資産減価償却累計額	×100
	有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価	

【指標の意味】

有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられ、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。

一般的には、数値が100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができます。

また、他の老朽化の状況を表す指標である管渠老朽化率や管渠改善率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、施設の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要があります。

【結果】

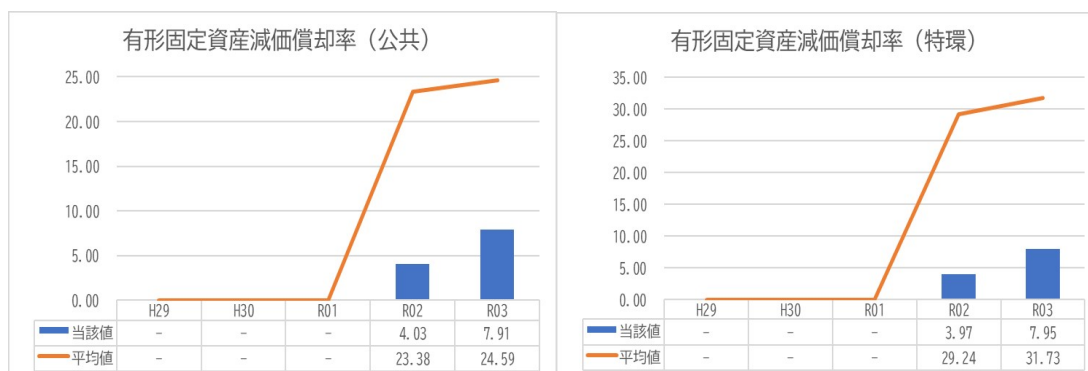
公 共：7.91%（類似団体平均 24.59%）

特 環：7.95%（類似団体平均 31.73%）

合 算：7.91%（貸借対照表から算出）

【指標分析】

本市の有形固定資産減価償却率は類似団体と比較して低い水準となっていますが、これは令和2年度から公営企業会計を導入したことに伴い、減価償却計算を開始している事が影響していると考えられます。



★令和2年度から地方公営企業法を適用したため、令和2年度以前はデータなし

② 管渠老朽化率（％）

【算式】

管渠老朽化率（％）	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$
-----------	--

【指標の意味】

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化割合を示しています。

当該指標は、明確な数値基準はないと考えられ、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。

一般的には、数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができます。

また、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管渠改善率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、管渠の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要があります。

【結果】

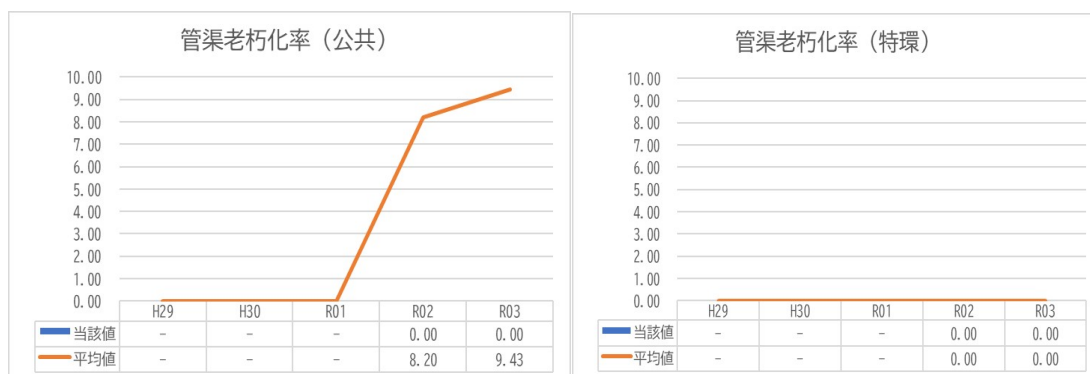
公 共：0.00％（類似団体平均 9.43％）

特 環：0.00％（類似団体平均 0.00％）

合 算：0.00％

【指標分析】

本市の管渠老朽化率は類似団体と比較して低い水準となっていますが、今後、法定耐用年数を経過する管渠が増えていくことから、老朽化率が上昇していくことが見込まれます。



★令和2年度から地方公営企業法を適用したため、令和2年度以前はデータなし

③ 管渠改善率（％）

【算式】

管渠改善率（％）	$\frac{\text{改善（更新・改良・維持）管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$
----------	---

【指標の意味】

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられますが、数値が1％の場合、すべての管路を更新するのに100年かかる更新ペースであることが把握できます。

経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。

また、当該指標の分析には、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管渠老朽化率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、管渠の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要があります。

【結果】

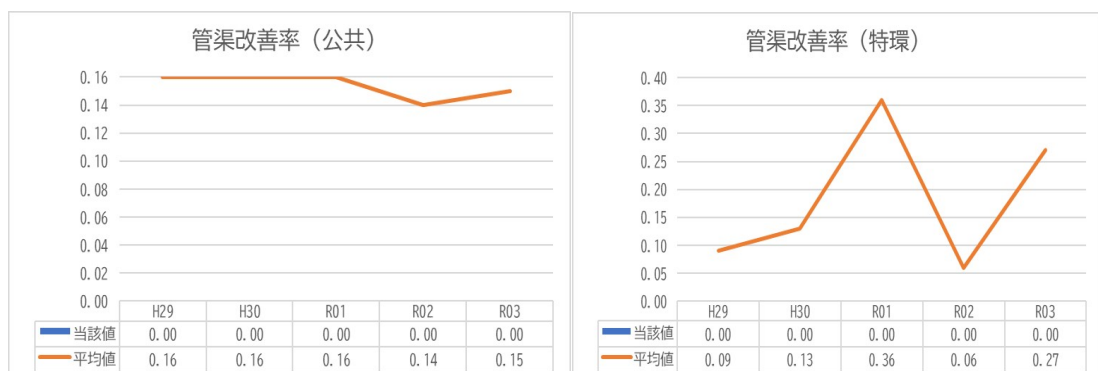
公 共：0.00％（類似団体平均0.15％）

特 環：0.00％（類似団体平均0.27％）

合 算：0.00％

【指標分析】

本市の管渠改善率は類似団体と比較して低い水準となっていますが、今後管渠の老朽化が進んでいくことから、更新すべき管渠の把握や更新工事額、財源等の確保など適切な管理をしていく必要があります。



(4) 近隣自治体（荒川右岸流域区域）との比較

経営比較分析表による分析に地域性を考慮するために、公共下水道事業（狭義）の近隣自治体（荒川右岸流域区域）分析数値との比較を行います。

	類型区分	処理区域内人口	水洗化率	有収率
川越市	A b	313,462 人	98.18%	68.60%
所沢市	A b	324,987 人	98.50%	93.76%
狭山市	A c 1	144,869 人	98.81%	81.12%
入間市	A b	130,011 人	97.65%	86.04%
朝霞市	A a	140,264 人	99.09%	82.22%
志木市	B a	76,259 人	98.82%	72.96%
和光市	B a	81,362 人	99.01%	107.60%
新座市	A a	159,342 人	98.43%	97.31%
富士見市	A a	106,640 人	99.32%	81.99%
ふじみ野市	A a	107,644 人	97.33%	82.22%
三芳町	B b 1	30,517 人	99.98%	86.92%
川島町	C c 1	9,805 人	97.86%	85.89%
吉見町	C c 2	2,475 人	96.69%	96.65%

	使用料単価	一般家庭使用料 (1か月20㎡あたり)	汚水処理 原 価	経費回収率	経常収支 比 率
川越市	95.93 円	1,595 円	109.11 円	87.92%	100.72%
所沢市	97.06 円	1,639 円	98.92 円	98.12%	103.31%
狭山市	105.06 円	1,727 円	105.99 円	99.12%	111.53%
入間市	100.59 円	1,815 円	108.64 円	92.59%	110.19%
朝霞市	61.27 円	1,155 円	57.18 円	107.15%	108.13%
志木市	113.72 円	2,255 円	108.50 円	104.81%	110.69%
和光市	68.71 円	1,262 円	68.27 円	100.65%	116.23%
新座市	88.63 円	1,639 円	88.09 円	100.61%	122.05%
富士見市	87.69 円	1,650 円	82.21 円	106.67%	113.09%
ふじみ野市	78.45 円	1,367 円	67.78 円	115.74%	113.88%
三芳町	90.32 円	1,540 円	104.34 円	86.56%	116.60%
川島町	94.61 円	1,540 円	113.64 円	83.25%	108.12%
吉見町	187.64 円	2,145 円	183.68 円	102.15%	96.92%

(出典) 総務省ホームページ (令和2年度データ)

3. 財務諸表分析

令和2年度から地方公営企業法を適用し、公営企業会計を導入したことにより、経営・資産等状況の正確な把握ができるようになりました。

(1) 損益計算書の分析

① 損益計算書の概要

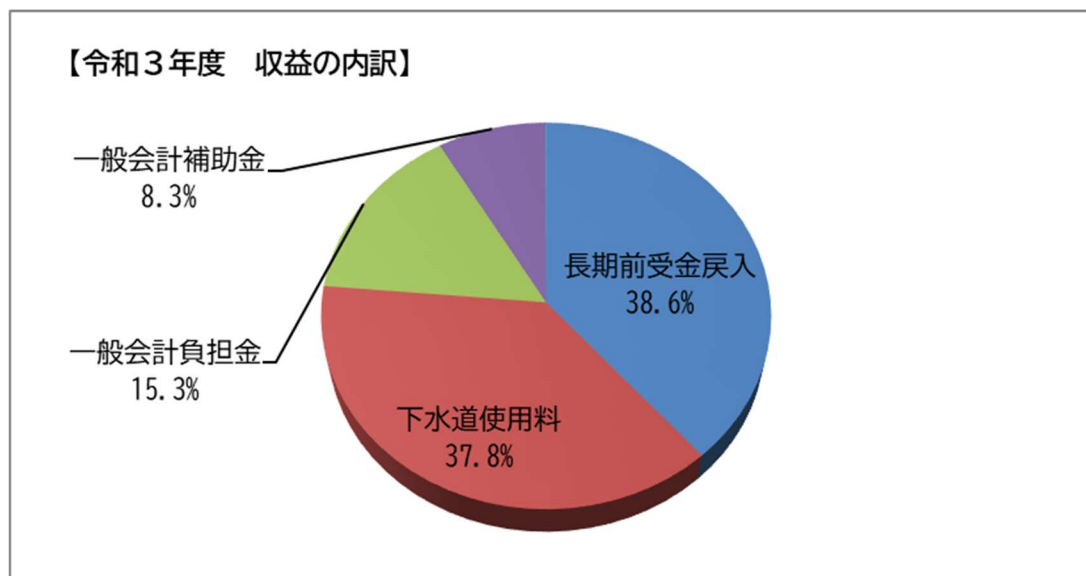
令和3年度は、下水道使用料収入等の営業収益で維持管理費等の営業費用を賄えておらず10億9,919万9千円の営業損失となりますが、一般会計負担金（補助金）等の営業外収益と企業債利息等の営業外費用を加えると5億47万円の経常利益へと転じ、特別損益を加えて5億156万2千円の純利益となります。

表3-1 損益計算書の推移

	(単位：千円)	
	R2年度	R3年度
1 営業収益	2,098,509	2,027,478
(1) 下水道使用料	1,451,357	1,450,057
(2) 一般会計負担金（基準内）	644,252	577,156
(3) その他営業収益	2,900	265
2 営業費用	3,087,263	3,126,677
(1) 汚水管渠費	36,252	31,038
(2) 雨水管渠費	103,085	110,763
(3) 業務費	88,412	85,657
(4) 総係費	67,440	67,207
(5) 流域下水道維持管理負担金	489,661	476,670
(6) 減価償却費	2,294,393	2,315,119
(7) 資産減耗費	8,020	40,223
営業利益（マイナスは営業損失）	-988,754	-1,099,199
3 営業外収益	1,973,618	1,809,308
(1) 受取利息及び配当金	6	8
(2) 一般会計負担金（基準内）	9,265	8,291
(3) 一般会計補助金（基準外）	518,056	319,744
(4) 長期前受金戻入	1,433,600	1,481,081
(5) 雑収益	12,691	184
4 営業外費用	256,780	209,639
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	229,395	197,378
(2) 雑支出	27,385	12,261
経常利益（マイナスは経常損失）	728,084	500,470
5 特別利益	3,167	1,494
6 特別損失	42,314	402
当年度純利益（マイナスは純損失）	688,937	501,562

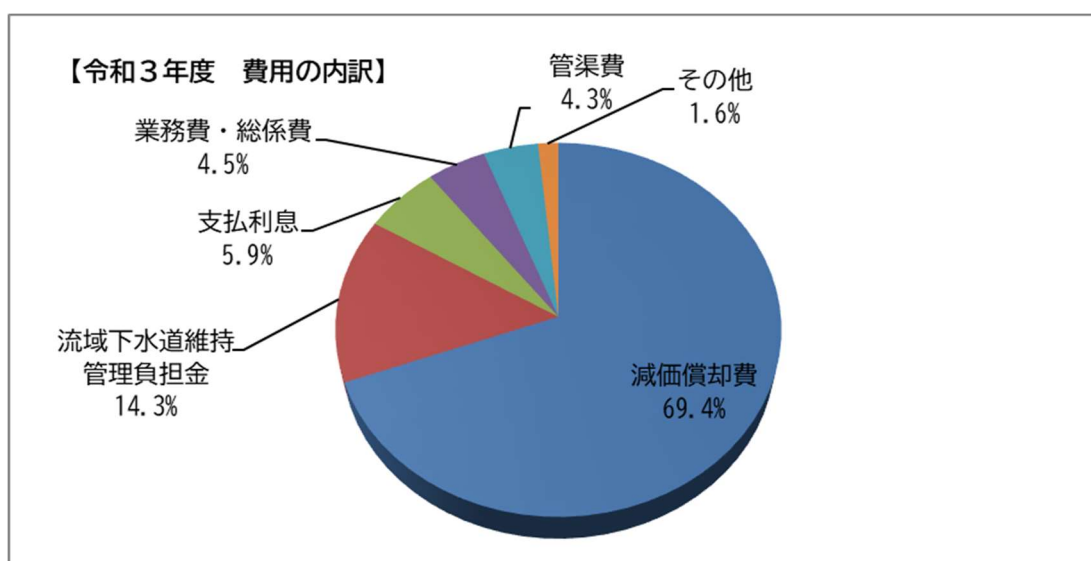
(出典) 決算書

② 収益の内訳



令和3年度の収益の主な内訳は、長期前受金戻入 38.6%、下水道使用料 37.8%、一般会計負担金 15.3%、一般会計補助金 8.3%となります。

③ 費用の内訳



令和3年度の費用の主な内訳は、減価償却費 69.4%、流域下水道維持管理負担金 14.3%、支払利息 5.9%、管渠費 4.3%となります。

(2) 貸借対照表の分析

① 貸借対照表の概要

令和3年度は、資産合計が540億3,178万2千円、負債合計が452億2,005万1千円、資本が88億1,173万1千円となります。

表3-2 貸借対照表の推移

(単位：千円)

	R2年度	R3年度
1 固定資産	54,300,526	53,053,258
(1) 有形固定資産	50,967,085	49,711,171
① 土地	37,449	37,449
② 償却資産	52,732,252	53,942,555
③ 減価償却累計額 (△)	2,126,882	4,268,833
④ 建設仮勘定	324,266	0
(2) 無形固定資産	3,332,477	3,341,278
(3) 投資その他資産	964	809
2 流動資産	818,111	978,524
(1) 現金預金	512,103	668,297
(2) 未収金	307,192	311,426
(3) 貸倒引当金 (△)	1,384	1,399
(4) その他流動資産	200	200
資産合計	55,118,637	54,031,782
1 固定負債	11,919,827	11,406,869
(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	11,919,827	11,406,869
2 流動負債	1,403,323	1,321,318
(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,133,282	1,085,758
(2) 未払金	261,993	227,588
(3) 引当金	7,848	7,772
(4) その他流動負債	200	200
3 繰延収益	33,532,321	32,491,864
(1) 長期前受金	34,851,654	35,143,750
(2) 長期前受金収益化累計額 (△)	1,319,333	2,651,886
負債合計	46,855,471	45,220,051
1 資本金	7,536,780	7,583,783
2 剰余金	726,386	1,227,948
(1) 資本剰余金	37,449	37,449
(2) 利益剰余金	688,937	1,190,499
資本合計	8,263,166	8,811,731
負債資本合計	55,118,637	54,031,782

(出典) 決算書

(3) 資本的収入・支出、繰入金等の分析

① 資本的収入

令和3年度の資本的収入の主な内訳は、企業債 63.1%、国庫補助金 27.3%、一般会計出資金 5.2%となります。

表3-3 資本的収入の推移

(単位：千円)

項 目	R2年度	R3年度	R4年度 (予算)
資本的収入	661,563	907,175	1,381,324
企業債	409,100	572,800	1,147,700
国庫補助金	140,000	248,000	190,000
一般会計出資金	57,298	47,003	35,961
受益者負担金	51,974	30,197	7,380
下水道事業分担金	2,989	8,980	120
その他(貸付償還金)	202	195	163

(出典) 決算書・予算書

② 資本的支出

令和3年度の資本的支出の主な内訳は、企業債償還金 52.6%、建設改良費 47.4%となります。

表3-4 資本的支出の推移

(単位：千円)

項 目	R2年度	R3年度	R4年度 (予算)
資本的支出	1,968,988	2,154,118	2,641,237
建設改良費	759,372	1,020,836	1,550,978
企業債償還金	1,209,116	1,133,282	1,085,759
その他(貸付金等)	500	0	4,500

(出典) 決算書・予算書

③ 一般会計繰入金

独立採算性の原則に基づき、一般会計で負担すべき経費とされている総務副大臣通知による繰出基準に基づく基準内繰入金と、基準外繰入金があり損益計算書の収益とします。

また、一般会計からの出資金として受け入れた場合には貸借対照表の資本金とします。

表3-5 一般会計繰入金の推移

(単位：千円)

項 目	R2年度	R3年度	R4年度 (予算)
収益的収入・一般会計負担金(基準内)	653,518	585,447	607,271
収益的収入・一般会計補助金(基準外)	518,056	319,744	250,356
資本的収入・一般会計出資金(基準内)	57,298	47,003	35,961
合 計	1,228,872	952,194	893,588

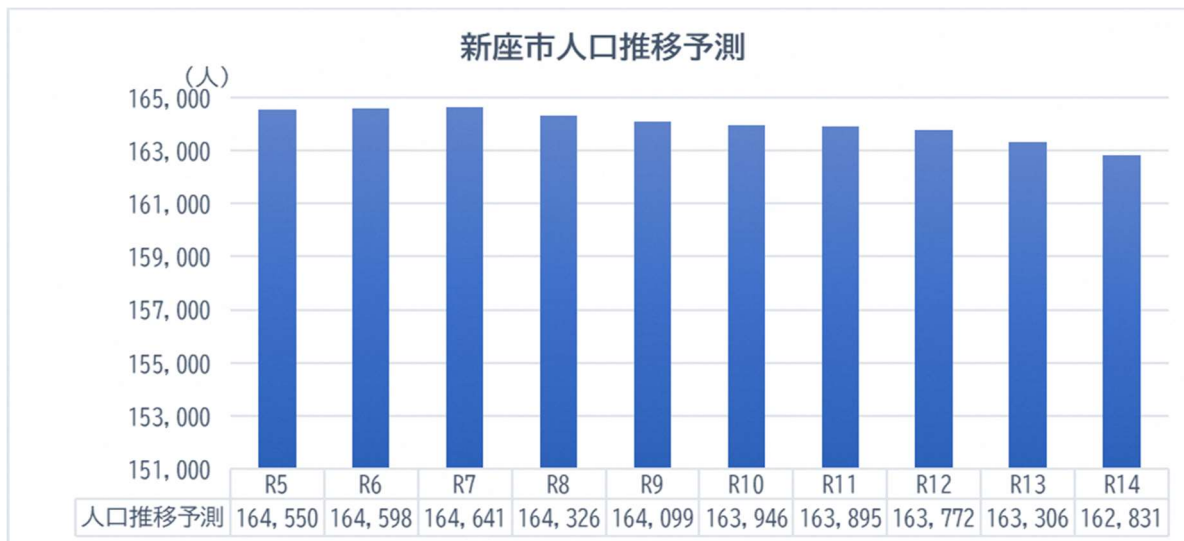
(出典) 決算書・予算書

4. 新座市の人口推移と将来予測

(1) 新座市の人口推移予測

第5次新座市総合計画の推計によると、令和5年度の人口は、164,550人ですが、令和14年度の人口は162,831人まで減少（△1.04%）することが予想されます。

表4-1 人口推移予測



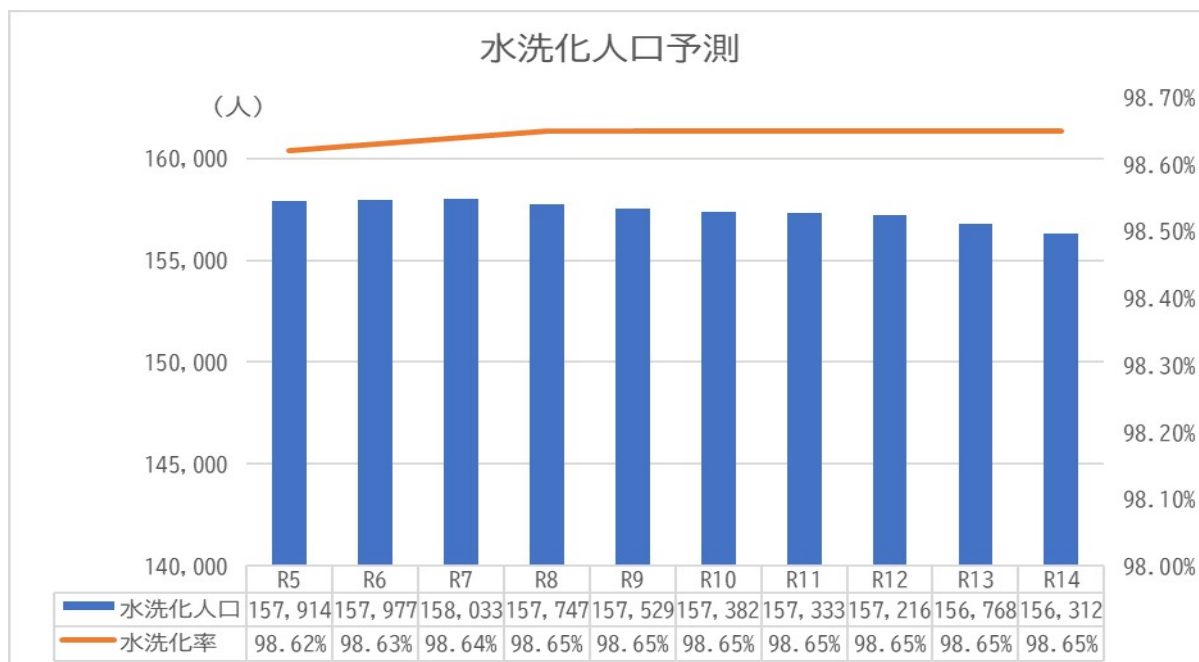
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所による推計（平成30年3月）

(2) 新座市の水洗化人口予測

人口推移予測と水洗化率の推移実績から水洗化人口を予測しております。

令和5年度の水洗化人口は157,914人（水洗化率98.62%）と予想され、令和14年度の水洗化人口は156,312人（水洗化率98.65%）まで減少することが予想されます。

表4-2 水洗化人口予測

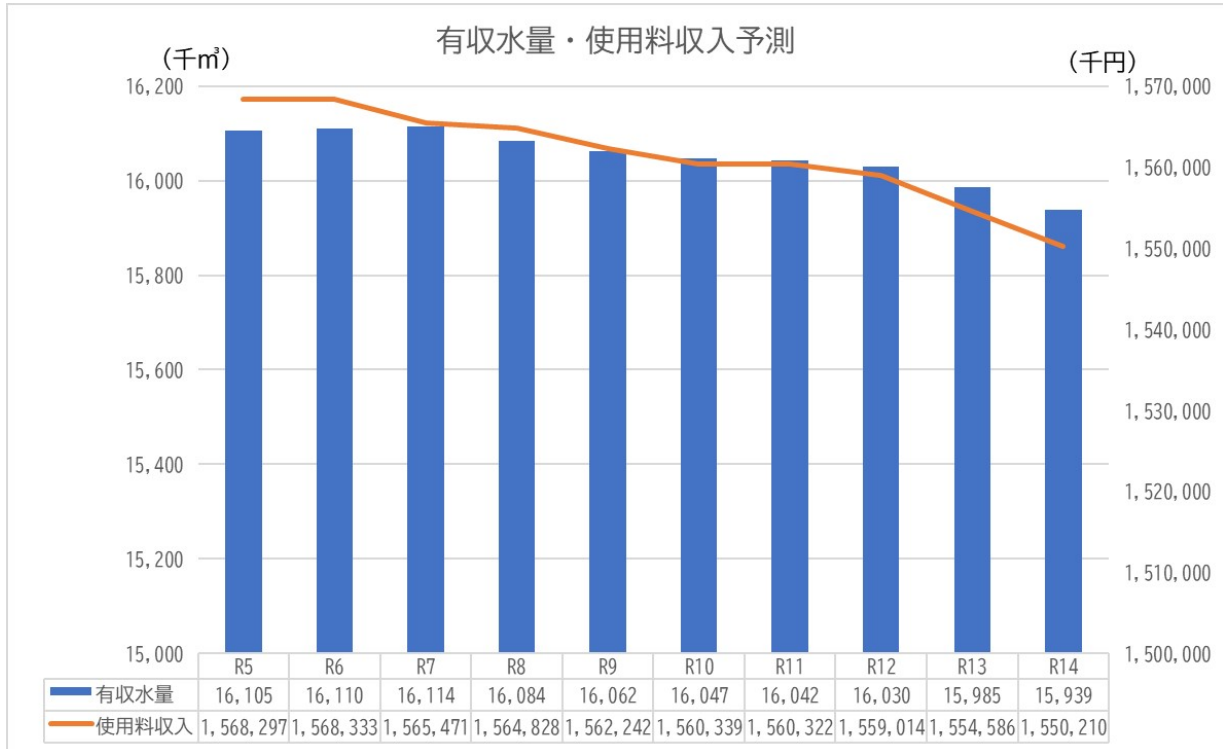


(3) 新座市の有収水量・使用料収入予測

有収水量の推移実績と使用料単価から有収水量と使用料収入を予測しております。

令和5年度の有収水量は16,105千 m^3 、使用料収入は1,568,297千円と予想され、令和14年度の有収水量は15,939千 m^3 、使用料収入は1,550,210千円まで減少することが予想されます。

表4-3 有収水量・使用料収入予測



第3章 経営方針と目標設定

1. 経営方針

(1) 基本理念

下水道は生活に欠くことのできない重要なライフラインです。今後、施設の老朽化や人口減少に伴う使用料収入の減少等、厳しい経営環境となることが見込まれる中、経営課題に対し、効果的な事業運営を行うため、以下に基本理念を掲げます。

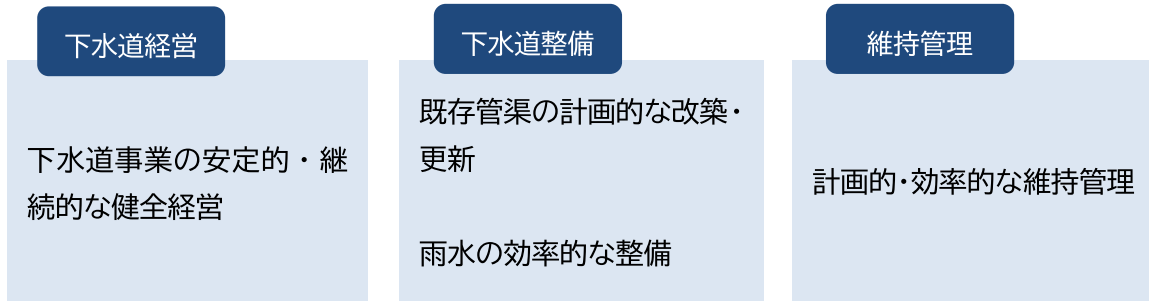
基本理念

「新座市における持続的な快適環境の実現にむけて」

「防災のまち新座の実現にむけて」

(2) 基本目標

基本理念を達成するために、下水道事業としての基本的な目標を項目ごと設定します。



(3) 取り組み

基本理念と基本目標を達成するために、以下の事項について取り組みを実施します。

① 経営の健全化

下水道事業の経営状況、下水道施設の資産の現状を踏まえて、当該経営戦略を通じ、下水道事業の安定的・継続的な健全経営に努めます。

② 老朽化対策の推進

今後、法定耐用年数を経過する管渠が増加し、改築・更新需要が増加することが見込まれます。「新座市汚水管路ストックマネジメント計画」、また、同計画と雨水を併せた「新座市公共下水道ストックマネジメント計画（R7年度策定予定）」に基づき、劣化状況を把握し、優先度を検討した上で、投資額の平準化を図りながら、管渠の改築・更新を進めます。

③ 総合的な雨水対策

近年の降雨の局地化・激甚化や都市化の進展に伴い、既存雨水管の能力では対応できない状況があることから、「新座市雨水管理総合計画」に基づき、優先順位を付けて雨水管整備や更なる溢水対策を進めます。

④ 下水道管渠の計画的・効率的な維持管理

「新座市污水管路ストックマネジメント計画」また、同計画と雨水を併せた「新座市公共下水道ストックマネジメント計画（R7年度策定予定）」に基づき、予防保全型の手法を取り入れ、ライフサイクルコストの低減化を図りながら、計画的・効率的な維持管理に努めます。

2. 目標設定

(1) 投資目標

本市の所有している污水管路は約420kmに達し、昭和40～50年代に供用開始した污水管路は40年以上経過しており、劣化と改築更新が大きな課題となりつつあります。

また、雨水管路は約310kmに達し、耐用年数を迎えている管路が増えてきていることから、老朽化対策が必要となります。

令和2年度において策定した「新座市污水管路ストックマネジメント計画」や令和3年度に策定した「新座市雨水管理総合計画」を基にした計画的な投資を行うことで、投資の平準化を図ります。

(2) 財政目標

本市の経営戦略策定にあたり、以下のように財政数値目標を定めました。

- ① 経営戦略計画期間内において経費回収率100%を確保する。
- ② 令和6年度以降基準外繰入金をゼロとする。
- ③ 経営戦略計画期間末において使用料収入概ね1年分の資金を確保する。
- ④ 経営戦略計画期間末における企業債残高を200億円未満とする。

第4章 投資・財政計画（収支計画）

1. 投資試算

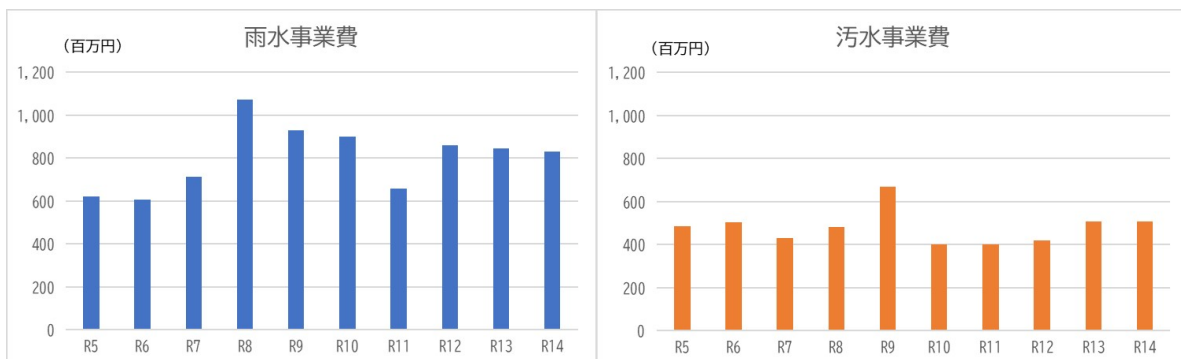
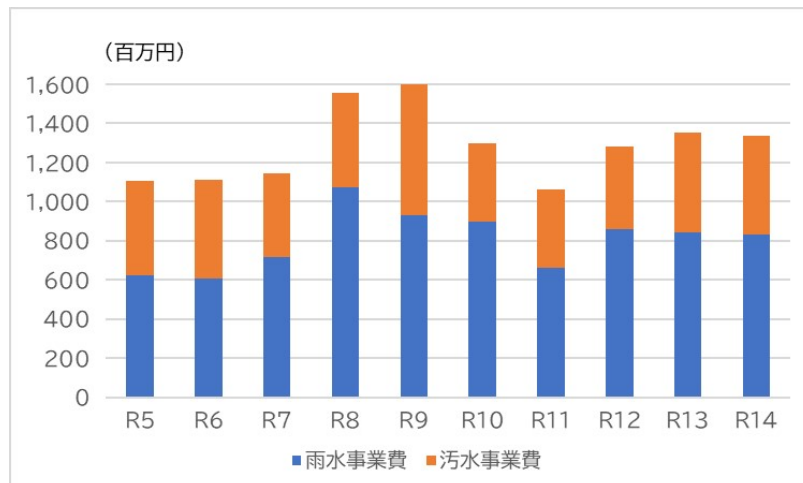
(1) 新座市污水管路ストックマネジメント計画の策定

これまでの污水管路に係る維持管理方法については、問題が発生した際に修繕を行う事後保全型の管理のみを行っていました。下水道資産の継続的な維持管理と改築修繕に対する方針・目標を持ち、予防保全型の手法を取り入れ、将来的な維持管理コストの縮減と実現性の高い改築更新計画を策定することを目的として、令和2年度において「新座市污水管路ストックマネジメント計画」を策定しました。

(2) 事業費の見通し

計画期間内の事業費は毎年度雨水事業で6億円から10億円（平均8.0億円）、污水事業で4億円から6億円（平均4.8億円）で推移しております。

表5-1 事業費の見通し



2. 財源試算

(1) シミュレーションの方法

① 新規発行企業債

企業債充当率は、企業債残高の推移を鑑みて発行額を想定
償還期間 30 年（うち 5 年据置）利率 0.7%の借入条件

② 一般会計繰入金

基準内繰入金…繰出基準に基づく試算
基準外繰入金…令和 6 年度以降ゼロ

③ 補助金

国の補助対象事業費の 25%を想定（補助率 2分の1、内示率 50%（実績））

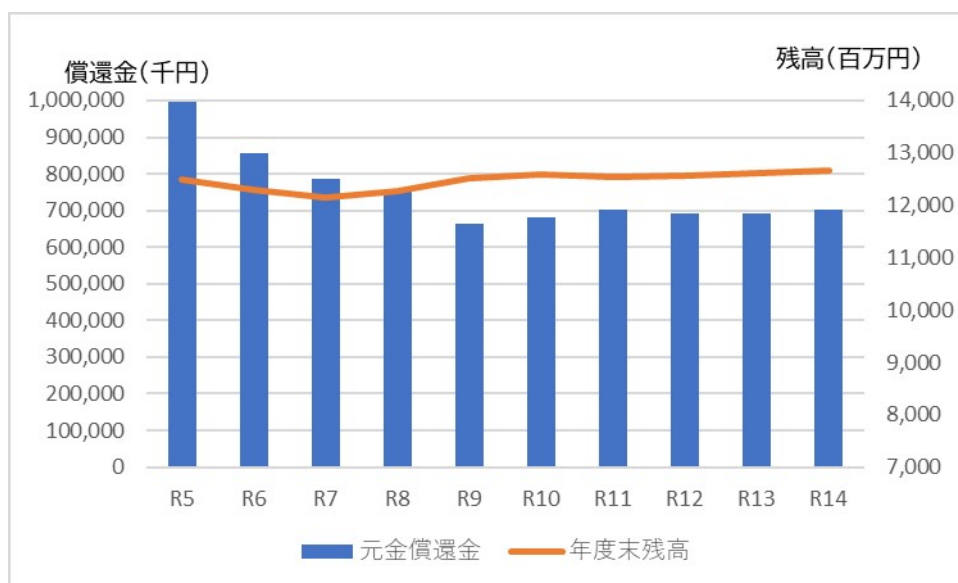
④ 建設改良費

「新座市公共下水道事業汚水整備 10 か年計画」及び「新座市公共下水道事業雨水整備 10 か年計画」に基づく試算

(2) 企業債の見通し

令和 8 年度以降、元金償還金は概ね一定額であるものの、新規投資に対する起債を予定しているため、企業債の年度末残高は増加する傾向となっておりますが、計画期間を通して企業債残高の目標を達成できる見通しです。

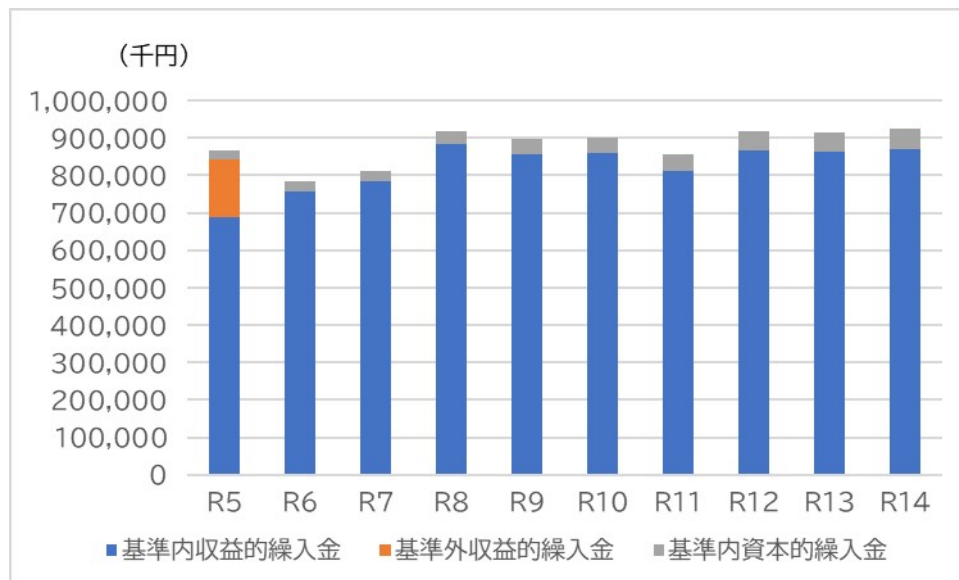
表5-2 企業債の見通し



(3) 一般会計繰入金の見通し

令和6年度以降は基準外繰入金がゼロになるものの、投資の増加に伴う基準内繰入金も見込まれており、計画期間内は概ね同額の一般会計繰入金を見込んでいます。

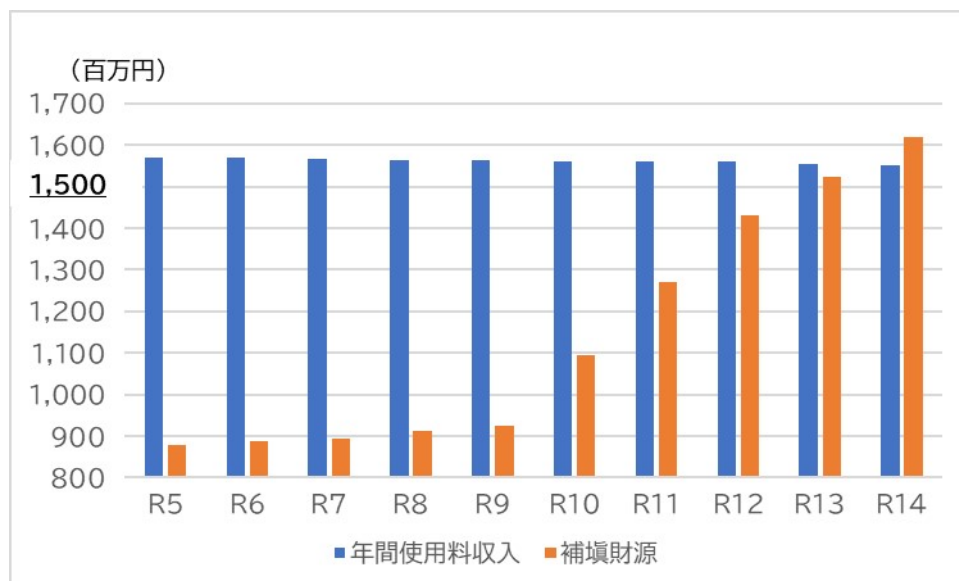
表5-3 一般会計繰入金の見通し



(4) 資金残高（年度末繰越補填財源）の見通し

投資支出（建設改良費）を業務キャッシュフローと財務キャッシュフローで賄われているため、資金残高（年度末繰越補填財源）は年々増加し、計画期間末には年間使用料に相当する資金が確保できる見通しとなっています。

表5-4 資金残高（年度末繰越補填財源）の見通し



3. 収支試算

(1) シミュレーションの方法

① 下水道使用料

第2章4において予測した将来人口と予測有収水量に基づいた試算

② 人件費

過年度平均額に職員数の増減を考慮した試算

③ 修繕費・材料費

過年度平均額に物価上昇分を考慮した試算

④ 荒川右岸流域下水道維持管理負担金

将来想定単価に予測汚水処理水量を乗じた試算

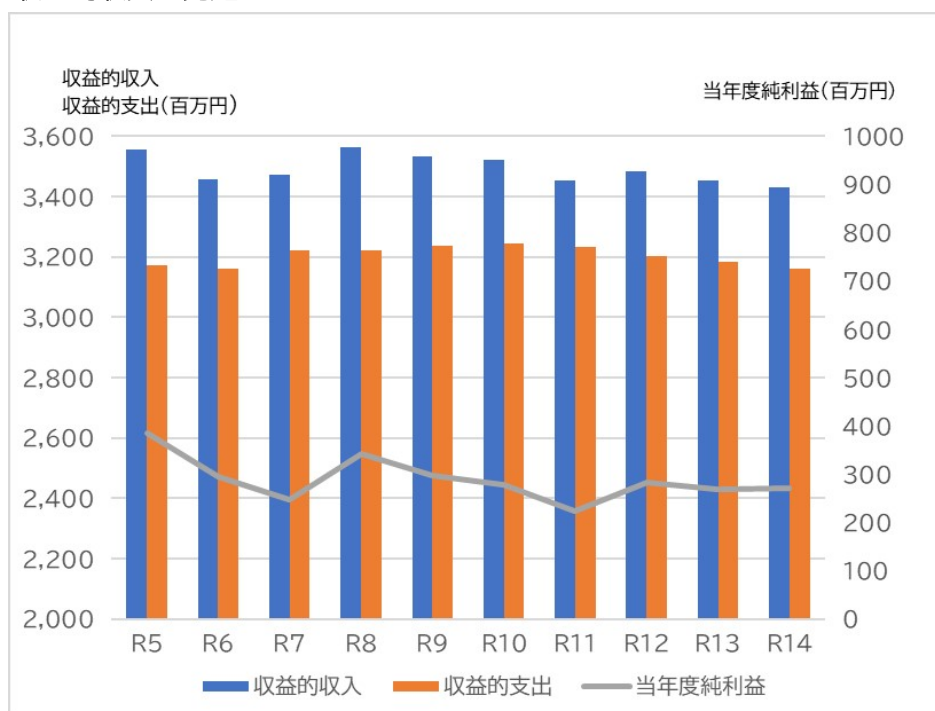
⑤ その他経費

過年度平均額にて試算

(2) 収益的収支の見通し

令和6年度以降、基準外繰入金がゼロになる事が影響し、収益的收入や当年度純利益が減少しますが、純損失を計上する計画とはなっておりません。また、計画期間後半には減価償却費など収益的支出も減少傾向となり、純利益は安定する見通しとなっています。

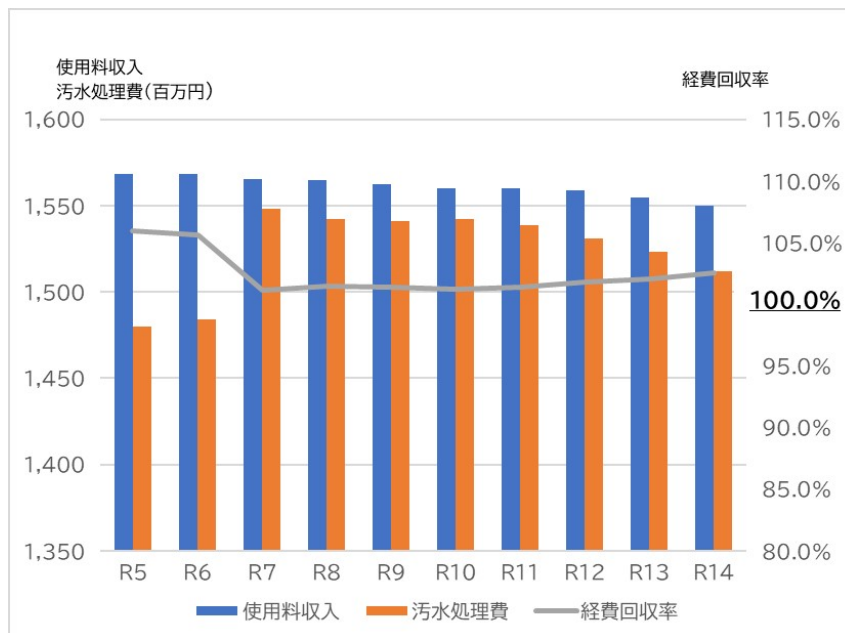
表6-1 収益的収支の見通し



(3) 経費回収率の見通し

人口減少などにより、使用料収入が減少傾向であるものの、汚水処理費も減少すると予測されるため、計画期間内に経費回収率が100%を下回ることがない見通しとなっています。

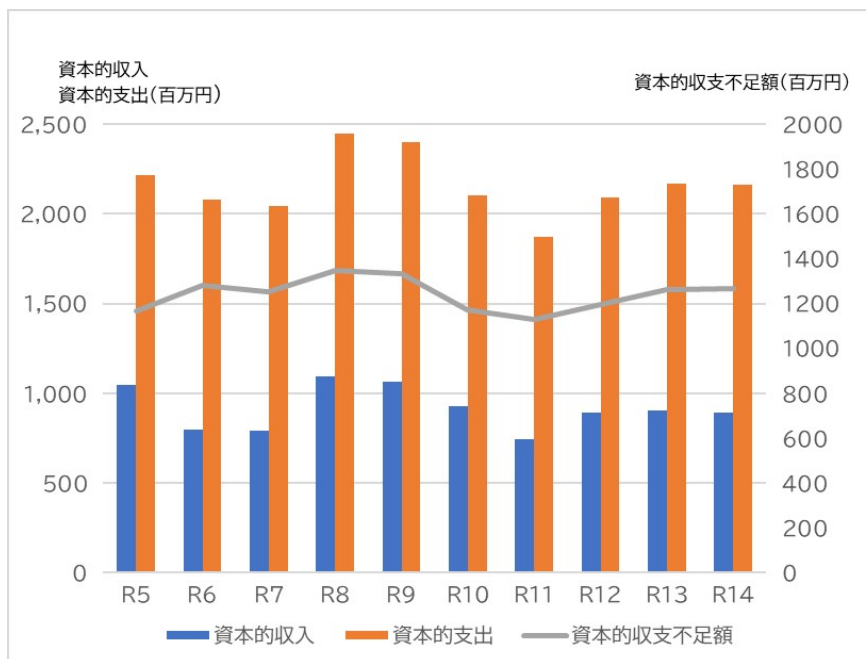
表6-2 経費回収率の見通し



(4) 資本的収支の見通し

資本的収入に対して、資本的支出が上回りますが、資金の不足額は減価償却費等の非現金支出や利益などの補填財源で補填することとなります。

表6-3 資本的収支の見通し



4. 投資・財政計画

(1) 収益の収支

(単位: 千円、%)

区分	年度												
	令和3年度 (決算)	令和4年度 (予算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
収益	2,172,386	2,169,585	2,251,978	2,319,405	2,342,084	2,441,739	2,414,133	2,413,286	2,365,938	2,420,667	2,412,479	2,414,788	
1. 営業	1,594,965	1,589,203	1,568,297	1,568,333	1,565,471	1,564,828	1,562,242	1,560,339	1,560,322	1,559,014	1,554,586	1,550,210	
(1) 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 受託	577,156	600,007	683,181	750,572	776,113	876,411	851,391	852,447	805,116	861,153	857,393	864,078	
(3) 他会社	265	375	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
(4) その他	1,809,308	1,494,398	1,303,586	1,138,078	1,129,190	1,121,965	1,118,531	1,108,886	1,089,135	1,062,498	1,041,075	1,016,454	
2. 補助	328,035	257,620	159,830	6,667	6,563	6,410	6,236	6,093	5,930	5,742	5,538	5,323	
(1) 補助	8,291	7,264	6,476	6,667	6,563	6,410	6,236	6,093	5,930	5,742	5,538	5,323	
(2) その他	319,744	250,356	153,354	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3. 前受	148,108	1,236,712	1,143,656	1,131,311	1,122,507	1,115,455	1,112,195	1,102,693	1,083,105	1,056,656	1,035,437	1,011,103	
(1) 受取	192	66	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
(2) その他	3,981,694	3,663,983	3,555,564	3,457,483	3,471,274	3,563,704	3,532,664	3,522,172	3,455,073	3,483,165	3,453,554	3,431,242	
4. 費用	3,197,293	3,067,199	2,987,580	2,993,329	3,065,231	3,072,372	3,091,217	3,101,506	3,091,687	3,064,998	3,050,238	3,029,266	
(1) 職員	60,730	64,677	55,046	55,046	55,046	55,046	55,046	55,046	55,046	55,046	55,046	55,046	
(2) 基本	60,730	64,677	55,046	55,046	55,046	55,046	55,046	55,046	55,046	55,046	55,046	55,046	
(3) 退職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) その他	82,144	867,341	809,519	812,191	877,875	876,762	875,859	875,419	875,238	874,803	873,156	871,477	
(6) 動力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(7) 修繕	26,301	28,533	34,240	34,240	34,240	34,240	34,240	34,240	34,240	34,240	34,240	34,240	
(8) 材料	4,398	3,822	4,586	4,586	4,586	4,586	4,586	4,586	4,586	4,586	4,586	4,586	
(9) その他	790,745	834,986	770,693	773,365	839,049	837,936	837,133	836,593	836,412	835,977	834,330	832,651	
(10) 償却	2,315,119	2,135,181	2,122,995	2,126,092	2,132,370	2,140,564	2,160,212	2,171,041	2,161,403	2,135,149	2,122,036	2,102,743	
(11) 外費	230,175	215,314	184,319	168,581	149,720	143,445	145,553	143,445	140,462	136,581	133,761	131,365	
(12) 業払	197,378	177,814	148,561	132,823	122,101	113,962	109,795	107,687	104,704	100,823	98,003	95,607	
(13) その他	32,797	37,500	35,758	35,758	35,758	35,758	35,758	35,758	35,758	35,758	35,758	35,758	
(14) 出計	3,427,468	3,282,513	3,171,879	3,161,910	3,223,150	3,222,092	3,236,770	3,244,951	3,232,149	3,201,579	3,183,999	3,160,631	
(15) 常損	554,226	381,470	383,685	295,573	248,124	341,612	295,894	277,221	222,924	281,586	269,555	270,611	
(16) 利益	1,626	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(17) 別損	441	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(18) 別損	1,185	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(19) 特別損	555,411	381,470	383,685	295,573	248,124	341,612	295,894	277,221	222,924	281,586	269,555	270,611	
(20) 繰越利益剰余金又は累積欠損金	978,524	871,610	1,037,330	1,046,739	1,061,636	1,112,071	1,126,155	1,274,052	1,428,957	1,608,277	1,705,598	1,799,281	
(21) うち未収金	310,027	354,388	338,011	328,462	335,359	353,106	343,819	342,965	328,795	343,266	340,627	340,417	
(22) うち建設改良費	1,321,318	1,184,128	1,014,051	945,985	923,855	861,726	881,889	881,051	852,300	868,186	883,417	856,891	
(23) うち一時借入金	1,085,758	996,509	855,188	786,663	757,041	663,007	679,723	702,262	692,248	691,004	700,662	679,431	
(24) うち未払金	227,588	180,077	151,106	151,575	159,057	190,962	194,409	171,031	152,295	169,425	174,998	173,702	
累積欠損金比率	(A)/(B) × 100	(A)/(B) × 100	(A)/(B) × 100	(A)/(B) × 100	(A)/(B) × 100	(A)/(B) × 100	(A)/(B) × 100	(A)/(B) × 100	(A)/(B) × 100	(A)/(B) × 100	(A)/(B) × 100	(A)/(B) × 100	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した													
営業収益一受託工事収益	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	
地方財政法による	(M)	(M)	(M)	(M)	(M)	(M)	(M)	(M)	(M)	(M)	(M)	(M)	
健全化法施行令第16条により算定した	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	
健全化法施行令第17条により算定した	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	
健全化法第22条により算定した	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	
健全化法第22条により算定した	(Q)	(Q)	(Q)	(Q)	(Q)	(Q)	(Q)	(Q)	(Q)	(Q)	(Q)	(Q)	

(2) 資本的収支

区分	年度	(単位:千円)												
		令和3年度 (決算)	令和4年度 (予算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
資本的収入	1. 企業費平準化債 うち資本費平準化債	572,800	1,147,700	932,400	663,800	629,000	894,300	899,700	763,100	635,400	729,900	747,100	739,300	
	2. 他会計出資金	47,003	35,961	24,025	26,932	30,463	35,657	39,332	43,653	46,662	49,828	52,600	55,154	
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 分担金	8,980	120	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
資本的支出	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6. 国(都道府県)補助金	248,000	190,000	63,500	81,250	115,000	147,500	107,500	115,000	57,500	110,000	98,750	95,000	
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8. 工事負担金	30,197	7,380	27,889	25,057	19,689	19,024	17,933	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
資本的収入超過額	9. その他	195	163	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計 (A)	907,175	1,381,324	1,047,914	797,139	794,252	1,096,581	1,064,565	926,853	744,662	894,828	903,550	894,554	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	907,175	1,381,324	1,047,914	797,139	794,252	1,096,581	1,064,565	926,853	744,662	894,828	903,550	894,554	
資本的支出超過額	1. 建設改良費	1,020,836	1,550,978	1,219,738	1,223,365	1,258,162	1,687,731	1,734,832	1,421,424	1,169,980	1,400,470	1,476,951	1,461,236	
	うち職員給与費	35,843	37,547	59,436	59,436	59,436	59,436	59,436	59,436	59,436	59,436	59,436	59,436	
	2. 企業償還金	1,133,282	1,085,759	996,509	855,188	786,663	757,041	663,007	679,723	702,262	692,248	691,004	700,662	
	3. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的収入不足額	4. その他	0	4,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計 (D)	2,154,118	2,641,237	2,216,247	2,078,553	2,044,825	2,444,772	2,397,839	2,101,147	1,872,242	2,092,718	2,167,955	2,161,998	
	(D)-(C) (E)	1,246,943	1,259,913	1,168,333	1,281,414	1,250,573	1,348,191	1,333,274	1,174,294	1,127,580	1,197,890	1,264,405	1,267,344	
	資本的収入が資本的支出額に不足する額 (F)	751,447	645,849	979,339	994,781	1,009,863	1,025,109	1,048,017	1,088,348	1,078,298	1,078,493	1,086,599	1,091,712	
補填財源	2. 利益剰余金処分額	437,989	485,470	188,994	286,633	240,710	323,082	285,257	105,946	49,282	119,397	177,806	175,632	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	57,507	118,594	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計 (G)	495,496	604,064	188,994	286,633	240,710	323,082	285,257	105,946	49,282	119,397	177,806	175,632	
他企業	資本的収入不足額 (E)-(F) (H)	246,951	246,951	180,345	288,181	269,113	272,997	262,760	282,352	278,292	279,393	287,811	295,702	
	他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	企業償還金高 (H)	12,492,627	12,554,569	12,490,460	12,299,072	12,141,409	12,278,668	12,515,361	12,598,738	12,531,876	12,569,527	12,625,623	12,664,261	
	計 (I)	12,492,627	12,554,569	12,490,460	12,299,072	12,141,409	12,278,668	12,515,361	12,598,738	12,531,876	12,569,527	12,625,623	12,664,261	

○他会計繰入金

区分	年度	(単位:千円)												
		令和3年度 (決算)	令和4年度 (予算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
収益的収支分	うち基準内繰入金	905,191	843,011	757,239	757,239	782,696	882,821	857,627	858,540	811,046	866,895	862,931	869,401	
	うち基準外繰入金	585,447	607,271	689,657	757,239	782,696	882,821	857,627	858,540	811,046	866,895	862,931	869,401	
	計	1,490,638	1,450,282	1,446,896	1,514,478	1,565,392	1,765,642	1,715,254	1,716,167	1,670,086	1,677,142	1,725,866	1,738,802	
資本的収支分	うち基準内繰入金	319,744	250,356	153,354	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち基準外繰入金	47,003	35,961	24,025	26,932	30,463	35,657	39,332	43,653	46,662	49,828	52,600	55,154	
	計	366,747	286,317	177,379	26,932	30,463	35,657	39,332	43,653	46,662	49,828	52,600	55,154	
合計	収益的収支分	1,490,638	1,450,282	1,446,896	1,514,478	1,565,392	1,765,642	1,715,254	1,716,167	1,677,142	1,725,866	1,738,802	1,738,802	
	資本的収支分	366,747	286,317	177,379	26,932	30,463	35,657	39,332	43,653	46,662	49,828	52,600	55,154	
	計	1,857,385	1,736,599	1,624,275	1,541,410	1,595,855	1,801,299	1,754,586	1,759,587	1,722,809	1,775,694	1,791,402	1,793,956	

第5章 計画改定後の検証・更新等に関する事項

1. 経営戦略改定後の検証

本経営戦略の進捗管理は、毎年度末において目標や計画の達成状況について、投資・財政計画と実績のかい離や原因に対する分析を定期的・定量的に検証・評価し、実施手法の改善や計画の見直しを行い、実行するというPDCAサイクルの一連の流れにより行っていくものとします。



2. 経営戦略改定の更新

計画のローリング（定期的な検証）については、少なくとも5年おきに経営実態やその時点における経営環境に照らし合わせて、投資・財政計画を改定します。さらに、目標や施策、計画数値、実施体制等についても必要に応じて改定していきます。

3. 経費回収率向上に向けたロードマップ

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」（国土交通省事務連絡令和2年7月22日）に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

項目		年度									
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
経営戦略	期間	→									
経営戦略改定	次期				◎	→					
	次々期								◎	→	
使用料改定の必要性の検証		←→				←→				←→	
下水道使用料の改定				◎				◎			

本市の下水道事業は既に経費回収率100%を超えており、計画期間中においても100%以上を達成可能な見通しです。

しかし、今後は管渠の老朽化に伴う更新需要の増加や、人口減少等に伴う使用料収入の減少など、下水道事業を取り巻く環境が大きく変化していくことが想定されることから、経営戦略の改定に合わせて収支構造の見直しや、下水道使用料改定の必要性を検証します。

また、支出削減の取り組みとして、下水道使用料の徴収事務等を水道事業に引き続き委託し、経営の健全化・効率化に努めるとともに、不明水対策により、有収率の向上を図り、不明水分における汚水処理に要する県への流域下水道維持管理負担金の削減に努めていくこととします。

(参考資料1) 新座市公共下水道事業汚水整備10か年計画

新座市公共下水道事業雨水整備10か年計画

≪汚水≫

区分	工事名	施工年度										事業費	工事概要	
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目			
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
新規整備	新座駅北口土地区画整理事業	—————											5.0億円	内 径 200mm 施 長 L=4260m
改築更新	三芳町本多幹線	—————											13.3億円	内 径 900～1650mm 施 長 L=1909m
	大正大和田幹線									—————		0.8億円	内 径 600mm 施 長 L=500m	
	柳瀬第6処理分区枝線									—————		2.0億円	緊急度の高い管渠から改築更新工事を行うもの	
	下片山栗原幹線				—————	—————	—————	—————	—————			5.6億円	内 径 1200mm 施 長 L=1400m	
	黒目第一処理分区枝線									—————		2.0億円	緊急度の高い管渠から改築更新工事を行う。	
	公共下水道ストックマネジメント計画	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	2.8億円	管路調査をもとに管路の劣化等から維持管理及び改築更新を実施する計画を策定する。
計 画	雨天時浸水対策計画				-----						-----	—	ストックマネジメント計画に合わせて実施するもの	
	耐震化計画	-----										—	ストックマネジメント計画に合わせて実施するもの	
総事業費											31.5億円			

≪雨水≫

区分	工事名	施工年度										事業費	工事概要
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目		
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14		
雨水管理 総合計画	野火止中央枝線工事 (志木排水区)	-----	—————	—————	—————							5.5億円	内 径 1200mm 施 長 L=650m
	石神四丁目地内雨水枝線工事 (黒目川左岸第九排水区)			-----	-----	—————	—————					2.8億円	内 径 1350mm 施 長 L=280m
	中沢第一雨水枝線工事 (黒目川右岸第七ノ一排水区)				-----	-----	-----	-----	—————			7.9億円	内 径 1350mm 施 長 L=870m
幹線整備	野火止中央幹線工事	—————	—————	—————	—————	—————	—————					3.4億円	内 径 250～1000mm 施 長 L=1183m
	中沢第一幹線工事	-----	-----	—————	—————	—————	—————					8.2億円	内 径 1650～2200mm 施 長 L=845m
枝線整備	片山三丁目地内雨水枝線工事	—————	—————	—————								1.0億円	内 径 500～800mm 施 長 L=235m
	片山一・二丁目地内雨水枝線工事		—————									0.7億円	内 径 500mm 施 長 L=160m
	平林寺第三枝線工事			-----	-----	—————	—————	—————				3.9億円	内 径 600～1500mm 施 長 L=463m
	野火止五丁目地内雨水枝線工事	-----	—————									0.2億円	内 径 500mm 施 長 L=85m
	野火止中央第二枝線工事					-----	-----	—————	—————			5.1億円	内 径 800～1350mm 施 長 L=794m
	野火止八丁目地内雨水枝線工事							-----	-----	—————		1.0億円	内 径 1000～1650mm 施 長 L=353m
	大和田五丁目地内雨水枝線工事								-----	-----	—————	0.7億円	内 径 1200mm 施 長 L=20m
	新座駅北口土地区画整理地内	—————	—————	—————	—————								2.7億円
改築更新	公共下水道ストックマネジメント計画	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	2.2億円	管路調査をもとに管路の劣化等から維持管理及び改築更新を実施する計画を策定する。
	管路改築工事			-----	-----	—————	—————	—————	—————			14.1億円	主要幹線及び点検・調査に基づき、緊急度の高い管渠から改築更新工事を行うもの
総事業費											59.4億円		

凡例
————— 工事
----- 設計・計画

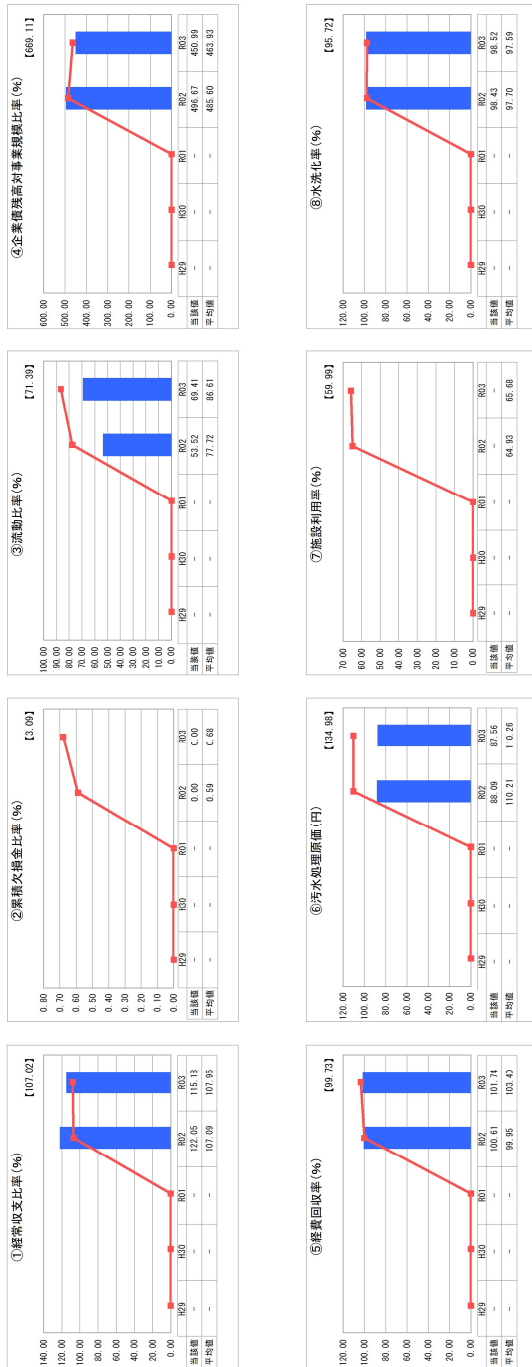
（参考資料2） 経営比較分析表（令和3年度）

《公共下水道事業》

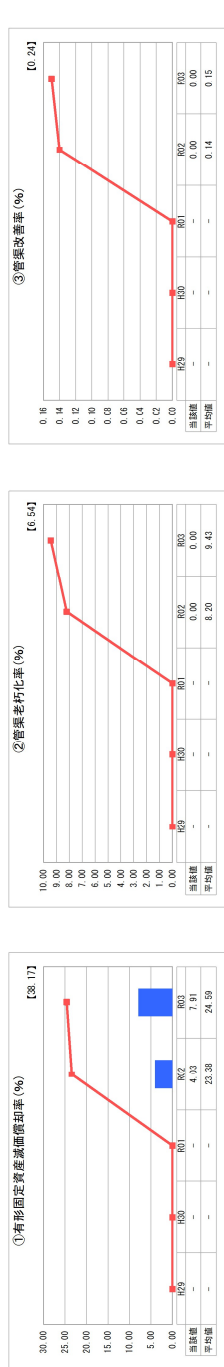
経営比較分析表（令和3年度決算）

埼玉県 新座市	業種名 法適用	事業名 公共下水道	類似区分 4a	管理者の情報 非設置	人口（人） 166,108	面積（㎡） 22,78	人口密度（人/㎡） 7,291.33
	資金不足比率（%）	普及率（%）	有収率（%）	1か月0.1㎡当たり家賃料金（円）	処理区域人口（人） 151,823	処理区域面積（㎡） 14,62	処理区域人口密度（人/㎡） 10,363.41
	-	76.23	99.37	1,639			

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損率比率」、「流動比率」、「経費回収率」、「有形固定資産減価償却率」及び「営業老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみを類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

グラフ凡例

- 当該団体値 (当期値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 令和3年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率
 増減は100%を上回っており、増減収支は増減率の状況である。今後も増減収支等に於ける増減率を確保するため、増減率を100%を上回るように努める。

②累積欠損率
 累積欠損率については、累積欠損金を主としており、今後も同様の傾向を見込む。

③流動比率
 流動比率は100%以上を大きく下回っており、支払能力を高めるため、現金預金の増や企業価値の向上を図る必要がある。

④企業価値高利事業稼働比率
 稼働率については、類似団体平均値を下回っていること、過去に行った工事費等の増入に対する償還の滞りによることから、今後も減少傾向を懸念している。

⑤経費回収率
 類似団体平均値を下回っているが、資本費の減少傾向により100%を上回っている。今後も、増減率維持管理による汚水処理費の削減や使用料収入の確保を行うことにより、増減率の向上を図る。

⑥汚水処理原価
 原価の減少傾向により、当該原価については、低く抑えている。今後も、適正な維持管理による汚水処理費の削減や、氷洗化率の向上を図る。

⑦施設利用率
 全国的に平均値及び類似団体平均値よりも高い状態であるが、引き続き、氷洗化率を確保し、使用料収入の確保を目指す。

⑧氷洗化率
 全国的に平均値及び類似団体平均値よりも高い状態であるが、引き続き、氷洗化率を確保し、使用料収入の確保を目指す。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率
 有形固定資産の減価償却率は50年であるが、地方公共団体は平均50年程度である。また、耐用年数経過している資産の割合は、全国的に平均値及び類似団体平均値よりも高い状態である。また、耐用年数経過している資産は、耐用年数経過しているため、今後老朽化が進んでいくことと見込まれる。また、耐用年数経過している資産は、耐用年数経過しているため、今後老朽化が進んでいくことと見込まれる。また、耐用年数経過している資産は、耐用年数経過しているため、今後老朽化が進んでいくことと見込まれる。

②営業老朽化率
 営業老朽化率は、全国的に平均値及び類似団体平均値よりも高い状態である。また、耐用年数経過している資産は、耐用年数経過しているため、今後老朽化が進んでいくことと見込まれる。また、耐用年数経過している資産は、耐用年数経過しているため、今後老朽化が進んでいくことと見込まれる。

③営業改善率
 営業改善率は、全国的に平均値及び類似団体平均値よりも高い状態である。また、耐用年数経過している資産は、耐用年数経過しているため、今後老朽化が進んでいくことと見込まれる。また、耐用年数経過している資産は、耐用年数経過しているため、今後老朽化が進んでいくことと見込まれる。

全体総括

本市公共下水道は、昭和50年の建設開始以降、事業に整備事業を進め、市民生活の向上を図っていった。その一方で、これまでの経費削減は、事業の維持に支障をきたすおそれがある。また、耐用年数経過している資産は、耐用年数経過しているため、今後老朽化が進んでいくことと見込まれる。また、耐用年数経過している資産は、耐用年数経過しているため、今後老朽化が進んでいくことと見込まれる。

(参考資料3) 用語集

あ

維持管理費

下水道施設の保守・点検、清掃等の下水道機能を保持するための行為で、事業の管理運営に必要な経費のこと

一般会計繰入金

公共下水道事業の遂行に必要な財源として、市の一般会計から繰り入れられた資金

汚水処理水量

終末処理場（新河岸川水循環センター）に流入する水量

汚水処理費

下水道事業に係る経費のうち、汚水の処理にかかる費用

か

企業債

公営企業がその建設改良等に要する資金に充てるために発行する地方債

基準外繰入金

一般会計繰入金のうち、公営企業の財源不足を補填するための基準内繰入金以外の繰入金

基準内繰入金

一般会計繰入金のうち、雨水処理に要する経費や流域下水道の建設に要する経費など総務副大臣通知による繰出基準に基づき、下水道使用料ではなく市の一般会計が負担することとされている経費

キャッシュフロー計算書

一事業年度の資金の流れに関する報告書、公営企業会計は発生主義によるため、収益・費用を認識する時期と現金の収入・支出が発生する時期に差異が生じるが、キャッシュフロー計算書により、現金の収入・支出に関する情報を得ることが可能

経営戦略

公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画

決算統計

「地方自治法等の規定に基づく地方公共団体の報告に関する総理府令（昭和28年）」に基づいて、毎年度各自治体が作成する統計資料

減価償却費

時の経過とともにその価値を減少する固定資産について、耐用年数に応じた価値の減少分を各事業年度の費用として配分していくもの

現金主義

会計概念の一つで、現金の収入や支出の事実が発生した時点で認識する会計原則⇔発生主義

建設改良費

固定資産の取得または価値増加のために要する経費

公営企業

地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業。常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければいけないとされている。

公営企業会計

公営企業の経営基盤強化や財政マネジメントの向上などに資するために導入した発生主義・複式簿記による企業会計に類似した会計制度

国庫補助金

国が地方公共団体に対して補助金、交付金、負担金、補給金などの名目で支給する支出金のうち、用途が特定されたもの

さ

資本的収入及び支出（4条予算）

主として将来の経営活動に備えて行う施設等の建設改良や企業債に関する収入と支出

資本費

減価償却費、施設整備の際に発行した企業債の支払利息及び企業債取扱諸費

収益的収入及び支出（3条予算）

営業活動によって得られる収入と収入を得るために費やす支出

受益者負担金

公共下水道の整備により、受益を受ける土地の所有者等に建設費の一部を負担していただくもの

処理区域内人口

下水処理が開始されている処理区域に居住する人口

水洗化人口

下水道の処理区域内において、実際に下水道に接続し、使用している人口

ストックマネジメント

持続可能な下水道事業実施のため、下水道施設全体を把握し、長期的な視点で施設の点検・調査・修繕・改築更新を実施、最適化することを目的とした手法

損益計算書

企業の経営成績を明らかにするために、事業年度中に発生したすべての収益とこれに対応するすべての費用を記載し、純損益とその発生の由来を表示した報告書

た

貸借対照表

企業の財政状態を明らかにするために、決算時において企業が保有するすべての資産、負債、資本を総括的に表示した報告書

耐用年数

施設が使用に耐える年数、減価償却の計算を行うための会計制度上の年数

地方公営企業法

地方自治法、地方財政法、地方公務員法の特別法として、公営企業に係る組織、財務及び職員の身分取扱いなどに関して定めたもの

長期前受金（戻入）

固定資産の取得に充てるために交付を受けた補助金等を繰延収益（長期前受金）として貸借対照表の負債の部に計上し、取得した固定資産の減価償却費に見合う分を毎年度取り崩して収益に計上したものをいう。長期前受金戻入は、あくまでも帳簿上の処理で、実際の現金処理はない。

投資財政計画

施設・設備に関する投資の見通しを試算し、その財源見通しを試算した計画

独立採算制

公営企業の事業活動に係る経費は税金ではなく、使用量に応じた使用料収入により、賄うことを基本とした経営方針

な

内部留保資金

減価償却費等の現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって、企業内に留保される資金

は

発生主義

会計概念の一つで、現金の収入や支出に関係なく収益や費用の事実が発生した時点で認識する
会計原則⇔現金主義

引当金

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合において、当期の負担に属する金額として計上したもの

PDCAサイクル

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）プロセスの繰り返しにより改善を促進する経営管理の手法

不明水

老朽化した管渠などの隙間から流入する地下水や雨水

分流式下水道

汚水と雨水を別々の管渠で排除する方式

補填財源

資本的収入が資本的支出に不足する場合、企業内部に留保している資金により不足分の財源を補填しなければならず、その内部留保資金のこと

や

有収水量

使用料収入の対象となる水量

ら

ライフサイクルコスト

下水道施設の企画・設計・建設・維持管理・補修・改築・更新・廃棄に至るまでに必要なトータルコスト

流域下水道事業

2以上の市町村の区域における下水を排除する下水道事業。

流動資産

原則1年以内に現金化又は費用化させる資産

流動負債

原則1年以内に支払期限が到来する債務

新座市公共下水道事業経営戦略

令和5年2月

新座市インフラ整備部下水道課

〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号